

別表第3

鳥栖市エコ・オフィス認定要件

必須項目

☑	取 組 内 容
☐	事業所から出るごみの分別を徹底し、資源物のリサイクルを実施している。
☐	冷暖房時、事業所内の温度の適正化を徹底している。 (冷房機28度、暖房機20度を目安に設定している。)
☐	照明に使う消費電力を抑える工夫をしている。(こまめに消灯すること、日中は照明を消すこと、LED照明の導入や照明の数を減らすこと等)

推奨項目

☑	取 組 内 容
☐	事務用品の使用量を削減している。(補充式事務用品の使用等)
☐	紙の使用量を削減している。(両面コピーの徹底、ミスコピーの裏面利用、電子文書の活用等)
☐	事務用品を再利用している。(使用済封筒を社内連絡等に利用すること、使わなくなった備品のリサイクルを事業所内で実施すること等)
☐	廃棄物の管理責任者を設置している。
☐	日常的に節水を徹底している。
☐	輸送の手段として、徒歩、自転車、公共交通機関の利用に努めている。
☐	従業員が、通勤や外出の手段として徒歩、自転車、公共交通機関の利用に努めている。
☐	事業用車両に低公害車を導入している。
☐	エコドライブを従業員に呼びかけている。
☐	事業所内外の緑化を促進している。
☐	照明器具、空調器具以外の部分で省エネに取り組んでいる。(ガス、石油、電気等の使用量を削減すること。)
☐	従業員への環境教育に取り組んでいる。
☐	事業所周辺の清掃活動を月に1回以上実施している。
☐	事業所周辺以外の清掃活動に参加している。
☐	環境に関する研修やイベントを年に1回以上実施し、又は参加している。
☐	市民活動団体等の活動を支援している。(人材派遣、活動場所の提供、経済的支援等)
☐	清掃活動以外で市の事業に協力している。(環境月間の活動報告書の提出等)
☐	上記以外の 取組